

府中市公告

府中農業振興地域整備計画を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧する。

当該農用地利用計画の案にかかる農用地区域にある土地の所有者その他の土地に関し権利を有する者で、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年10月21日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年9月28日

府中市長 荻野 雅裕



- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 令和8年 9月28日
至 令和8年10月21日
- 2 農用地利用計画の縦覧場所
府中市府川町315番地
府中市役所（農林課）